

# 令和8年度 伊東市育英奨学金制度について

## 1 出願資格

次の(1)～(4)のすべてに該当する者

- (1) 本人又は保護者が伊東市内に住所を有する者であること。
- (2) 高等学校、高等専門学校又は大学等に在学している心身健全な学生生徒であること。
- (3) 成績優良で在学する学校の長（新入生については入学前の学校の長）が推薦する者であること。
- (4) 学資の支弁が困難と認められる者であること。

※ 市内に居住し、収入のある連帯保証人が2人必要（1人は保護者、1人は保護者とは別生計の成人）

※ 市税に滞納がある場合、奨学生及び連帯保証人として認められない場合があります。

## 2 出願期間及び提出先

令和8年4月1日（水）～令和8年4月28日（火）まで（土日及び祝日を除く。）

伊東市大原二丁目1番1号 伊東市役所 高層棟5階 受付時間：8時30分～17時

伊東市教育委員会 教育総務課 TEL：0557-32-1912（直通）

※ 本人又は保護者が直接伊東市役所教育総務課窓口に提出すること（郵送不可）。

## 3 奨学金の額

区分	月額奨学金	入学一時金
高校生等	30,000円以内	300,000円以内
大学生等	50,000円以内	600,000円以内

※ 大学院は対象外となります。

## 4 貸与期間

貸与期間は、その学校の正規の修業期間とする。ただし、在学の途中で貸与を受けた者は貸与を受けた時から修了又は卒業までの正規の期間とする。

※ 修学の見込みがないときや奨学生として適当でないと認めるとき等、貸与を打ち切ることがある。

※ 休学中及び退学後は貸与しないため事前に連絡すること。事前連絡なく休学又は退学後に貸与した奨学金は一括返還を求める。

## 5 送金

送金回	送金期日	送金内容
第1回	6月末日	4月～8月分 及び 入学一時金
第2回	9月末日	9月～12月分
第3回	1月末日	1月～3月分

## 6 奨学生の採否の決定

(1) 提出書類により伊東市育英奨学選考委員会に諮り、採否を決定する。

（なお、採用人数は当該年度の予算の範囲内で決定する。）

(2) 採否の決定通知は令和8年5月下旬頃に通知する。

(3) 奨学生に決定された者は、決定通知を受けた日から10日以内に連帯保証人と連署した奨学金借用書に連帯保証人の印鑑証明を添えて教育委員会に提出する。

## 7 提出書類（様式は伊東市ホームページ又は教育総務課・各出張所の窓口で取得できる。）

提出書類	書類取得場所	備考
(1) 奨学生願書（様式第1号）	教育総務課・各出張所・HP	奨学生本人が作成
(2) 奨学生推薦調書（様式第2号）		在学校（新入生は出身校）に依頼
(3) 納税状況等の確認同意書		奨学生及び連帯保証人が作成
(4) 在学証明書（学校所定様式）	在学校	証明者の捺印があるもの
(5) 成績証明書（学校所定様式）	在学校（新入生は出身校）	証明者の捺印があるもの (2)と発行元が同一であること
(6) 健康診断書（写）（任意様式）	在学校・出身校・医療機関	原則1年以内のもの
(7) 令和7年度課税（非課税）証明書	市民課・各出張所	※ 下記(1)参照
(8) 【任意】令和7年中の所得を確認できる書類（源泉徴収票等）	勤務先等	※ 下記(2)参照

(1) 「令和7年度課税（非課税）証明書」（令和6年中の合計所得金額の証明書）について

次のア、イに係る証明書をそれぞれ提出すること。

ア 生計を一つにする家族全員分（所得がない学生、未就学児は除く。）

イ 連帯保証人分（アと重複する者を除く。）

※ 無職や前年所得がない人も提出すること。（前年所得が無い人も含め、所得の申告がされていない場合（証明書の基礎控除の金額が0円の場合）、申告後の課税（非課税）証明書を提出すること。）

※ 令和7年1月2日以降に伊東市へ転入した者については、前住所地から課税（所得）証明書を取り寄せる（証明書の名称は、市区町村により異なる場合がある。）。

(2) 【任意】令和7年中の所得を確認できる書類について

家計急変者（過去1年以内に家計急変の事由が発生しており、令和7年中の所得が令和7年度（令和6年中）の課税証明に記載の所得と大きく異なる家計支持者）については、当該家計急変者の令和7年中の所得を確認できる書類（源泉徴収票等）を添付することで、選考において現在の所得を加味する場合がある。

## 8 奨学金の返還

利子・利息	なし
返還期間	卒業（又は退学）後1年の据置期間を経て10年間
返還方法	次のいずれかの方法により指定する金融機関の口座振替にて返還（希望する場合、納入済通知書を市の指定金融機関へ持ち込みによる返還も可） (1) 月賦 年12回返還（振替日 毎月25日） (2) 半年賦 年2回返還（振替日 6月25日、12月25日） (3) 年賦 年1回返還（振替日 12月25日） ※振替日は目安

## 9 返還金の猶予・免除

次の場合に奨学生返還猶予（免除）申請書の提出により、返還金が猶予・免除される。

（返還金や市税等に滞納のある場合等、教育委員会が認めない場合は対象とならない。）

(1) 猶予（教育委員会が認める期間） 進学、疾病、負傷その他特別の理由により返還が困難な者

(2) Uターン支援（返還金の2分の1の免除） 卒業後、伊東市に住所を有している者

※ 「住所を有している」とは、単に住民票を置いているだけではなく、伊東市内に居住実態があることを示す（勤務地の制限はなし）。

※ 学校を退学した場合は対象とならない。